

中世東国の「堀の内」群に関する歴史地理学的研究

——北関東を事例として——

伊藤 寿和

- I. はじめに
- II. 下野国茂木地域の「堀の内」群について
- III. 常陸国真壁地域の「堀の内」群について
- IV. 下野国鹿沼地域の「堀の内」群について
 - 1) 鹿沼地域の「堀の内」群
 - 2) 上南摩郷(村)の「堀の内」
 - a. 戦国時代における南摩谷の旧景観
 - b. 近世初頭における南摩氏の他出と「堀の内」の保存
 - c. 近世中・後期における南摩氏の「御名田」の耕作形態
 - d. 近世における南摩氏と譜代の旧臣たちとの人的つながり
 - e. 明治初頭における南摩氏の帰村
- V. おわりに

I. はじめに

本稿は、歴史地理学の立場から、中世東国における都市と農村の連関の実像の一端を明らかにするために、国人領主の本拠としての居館・城(要害)と、特に在郷の小領主たちの支配と開発の拠点として建設・給付された「堀の内」群の存在に着目し、若干の復原と検討を加えたものである。それはまた、中世東国の農村社会の実像を示すものとして、長きにわたって定説の位置を占めてきた小山靖憲氏の「堀の内体制論」に対して、歴史地理学の立場から若干の再検討を試みるものでもある。

小山氏は、上野国の新田荘と常陸国の真壁

郡長岡郷を事例として詳細な復原・検討を加え、中世村落において果たした堀の内の実質的な役割を、「早魃防止と不必要な用水のチェック及び冷水の暖水化などの機能」と認定し、「堀の内が領主制下の中世的耕地の再生産にはたした役割はきわめて重大であった」と評価した。

これに対して、同じく歴史学の立場から、真壁郡長岡郷の堀の内の周囲に水堀が存在したこと自体に服部英雄氏²⁾らがいち早く疑義を呈し、また近年では、橋口定志氏³⁾が考古学の立場から中世の居館研究を踏まえつつ、東国社会において周囲に堀や土塁を有する典型的な「方形館」が現われるのは14世紀以後であり、中世前期の鎌倉時代においては周囲を堀や土塁で囲まれた方形館を核とした「堀の内体制論」は成立しないとの有力な反論も提出されている。

これまでになされた堀の内に関する研究の多くは、小山氏が検討を加えた常陸国真壁郡長岡郷の堀の内をはじめとして、個々の堀の内の復原結果にもとづいて、鎌倉時代における堀・土塁の有無と水堀の用水支配に基づく勧農機能にのみ研究の焦点が収斂しがちであった。

一方、歴史地理学の立場からは、松本豊寿氏⁴⁾と小林健太郎氏⁵⁾が高知平野や濃尾平野を事例として、市場集落と豪族屋敷の立地と分布を広域的に復原・検討している。両氏は、およそ2~3kmないし4~6kmの距離とネッ

トワークを有して市場集落が形成され、市場集落の幾つかを包括する中心集落に豪族集落が建設されていたことを明らかにしており、以下の行論においても学ぶべき点が多い。

本研究においては、以下の諸点に留意しつつ、歴史地理学の立場から、中世後期東国の堀の内に若干の再検討を加えるものである。第一に、個々の堀の内の復原・検討を踏まえた上で、中小クラスの国人領主である茂木氏・真壁氏・壬生氏の本拠地としての居館と城(要害)と宿を中心として、各々の領域内における支配と開発の拠点として各郷に建設され、有力な庶子家や客臣に給付された「堀の内」群の存在に着目した。第二に、堀の内の背後に立地していた山城や郷内の寺社、市や宿や職人の存在など、堀の内を核とする中世の郷(村)の全体像を描きたいと思う。第三に、堀や土塁を巡らせた景観としての堀の内の復原・検討に止まらず、近世も視野に入れつつ、堀の内に居住する在郷の小領主と、彼らに従う譜代の家臣たちとの人的なつながりの検討も試みることにしたい。

なお、以下の行論においては、原則として、その内に給分地としての田畠を含み込んだ広義の堀の内を意味する場合は「堀の内」と表記し、主に屋敷地としての居館を意味する狭義の場合は堀の内の居館と表記することとしたい。

II. 下野国茂木地域の「堀の内」群について

茂木地域の「堀の内」に関しては、戦国時代における「堀の内」群の存在を明記し、復原・検討の基準となすべき文明14年(1482)の『茂木家臣給分注文』⁹⁾が残されている。この給分注文には、鎌倉時代の初頭に地頭として茂木の地に入部した国人領主の茂木氏が、文明年間と云う戦国時代の早い時期において、領内の諸郷に居住していた在地の有力な人々を、「殿原」・「中間」・「職人」・「寺家」に編成し、それぞれに給地・給分を与えていた実態

が明記されている。

給分注文によれば、領内の諸郷に給分地・給分を与えられていた茂木氏の家臣団(給人)は、全体でおよそ114名から成り立っていた。家臣団の中核をなす有姓の殿原が58名、無姓の中間が44名、職人が11名、そして寺家が3名であった。

この中で、「堀の内」群との関連で注目されることは、この給分注文に記された茂木氏の家臣団全体の給分高およそ500貫文の内、所付のある給分地として「堀の内」を給付されていた者は、10貫文以上を給付されている上位の殿原層に限られていたことが、すでに永原慶二氏⁷⁾によって指摘されている。最高の給分高(30貫500文)を有する赤上豊前守は、家臣団の中で唯一、「鮎田堀内」(13貫500文)と「小井戸堀内」(11貫)の両所を給付されていた。これに次いで、塩津信濃守は「増井堀内」(17貫文)を、鮎田大炊助は「坂井郷堀内」(10貫文)、市川四郎は「林郷堀内分」(9貫800文)、関主計助は「神井堀内」(5貫文)、宮下源右衛門は「堀内」(3貫文)、入野治部は「同□□堀内」(3貫文)を給付されていた。給分高第3位の赤上□□□□に給付されていた「馬門□□□□九貫三百六十文」も馬門郷の「堀の内」である可能性が高く、給分高の上位の殿原に「堀の内」が給分地として宛われていたことが重要である。

戦国時代の茂木氏⁸⁾は、茂木城(要害)と館を本拠とし、膝下には「宿」が形成され、主要な寺社も配されていた。支配領域内の根本所領である東西十郷の内、茂木氏の準直轄領であったと想定されている茂木郷と藤縄郷を除き、他の8郷の各郷ごとに支配・開発の拠点としての「堀の内」が建設・認定され、上位の殿原層に給分地として給付されていたのである。

中世の堀の内の研究に際して留意すべき点の第一は、堀や土塁によって取り囲まれた方形館としての狭義の堀の内の復原・検討に止

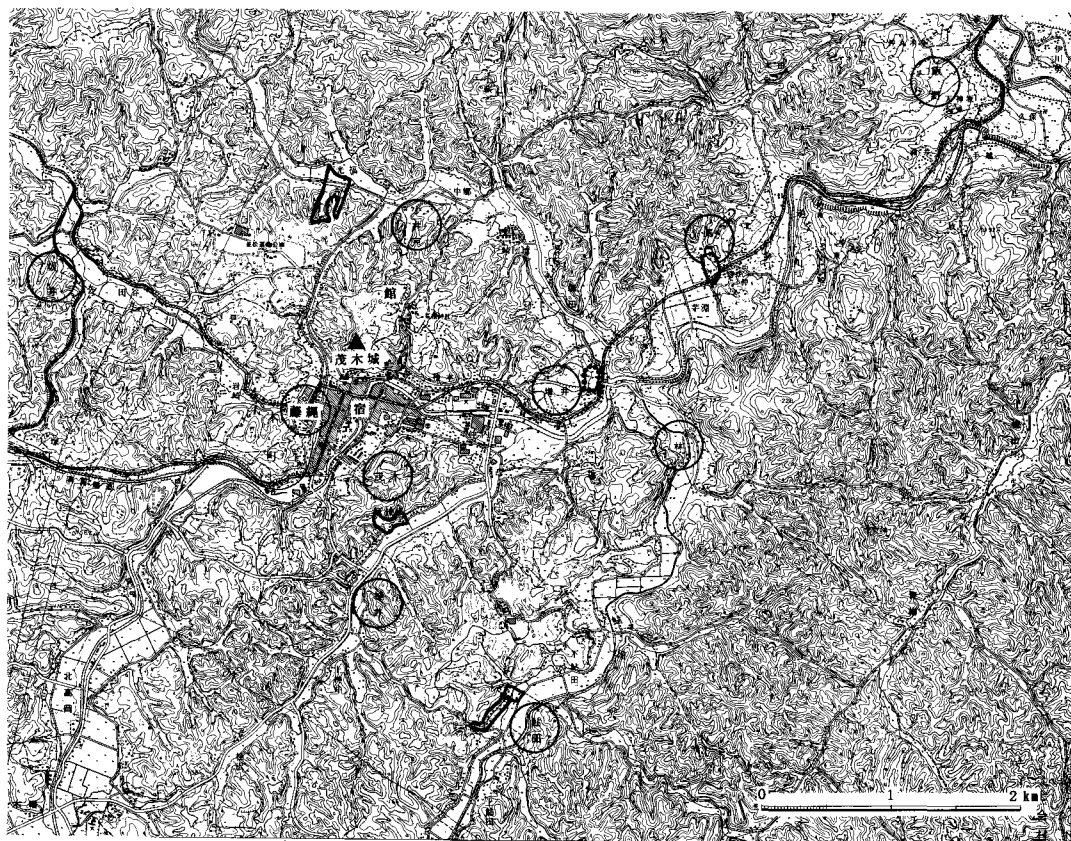


図1 下野国茂木地域の「堀の内」群 ○ 茂木氏の根本所領

まらず、その内に田畠を含み込んだ給分地としての広義の「堀の内」の復原・検討を進めることが是非とも必要である。

これらの「堀の内」群の内、小字名および通称地名として現地において比定することが可能なものは、図1として示したように、小井戸郷・鮎田郷・神井郷・馬門郷・増井郷の「堀の内」である。これら各郷の「堀の内」は、小高く日当たりの良い山地・丘陵の緩斜面に立地し、小支谷の川沿いに開発された水田地帯を見下ろしている。現在では、主に屋敷地と畠として利用されており、周囲全体に水堀や土塁を巡らした方形館としての堀の内ではない。

給分注文では、水田1反がおおよそ500文に換算されるが、現実には、茂木地域の「堀の内」は畠を主とする堀の内であると判断される。後北条氏の場合と同じく畠1反=165文で換算した場合、赤上豊前守に給付された鮎田郷の

「堀の内」は、2町7反の面積を有する「水田の堀の内」ではなく、8町ほどの面積を有する「畠の堀の内」であったことになる。畠を1反=200文で換算した場合においても、鮎田郷の「堀の内」は6町8反ほどの面積を有していたことになり、赤上豊前守一人に10町から12町にも及ぶ田畠が「堀の内」として給付されていたこととなる。

「堀の内」の給分高が最も少ない宮下源右衛門と入野治部の場合（3貫文）においても、1町5反から2町ほどの田畠が「堀の内」として認定・給付されていたことになり、上記の他の各郷の「堀の内」もそれぞれ内にかかなりの面積の田畠を含み込んでいたこととなる。

本稿で復原・検討の中心に据えた給分地としての広義の「堀の内」に関しては、周囲に水堀と土塁を巡らした方形館である必要はなく、免租地としての給分地であることが何よりも重要である。

したがって、水堀の存在と用水支配に基づく機能論・景観論としての方形館と、免租地・給分地としての「堀の内」の両者を同一の基準でストレートに比較・検討することには十二分な留意が必要である。

下野国の戦国時代の方形館に関しては、すでに峰岸純夫氏⁹⁾が主要な方形館の比較・検討をおこない、その規模によって豪族（およそ2町四方）・国人（およそ1町四方）・土豪（およそ半町四方）に分類している。この貴重な成果を踏まえつつ、これら方形館の周囲に存在した田畠も含めた、免租地・給分地としての広義の「堀の内」群に関する復原・検討、さらには地域全体の復原・検討を進める必要がある。

III. 常陸国真壁地域の「堀の内」群について

真壁地域の堀の内¹⁰⁾に関しても、鎌倉時代末から室町時代における「堀の内」群の存在の一端を明記する史料が残されている。それらの諸史料には、平安時代末から鎌倉時代の初頭に、真壁郡の郡司として入部したと想定されている、御家人であり国人領主でもあった真壁氏が、有力な庶子家を各郷に配しつつ、領域全体の支配と開発をおこなっていた状況が記されている。

真壁氏の支配領域内の「堀の内」群において最も注目すべきは、すでに斎藤慎一氏¹¹⁾と市村高男氏¹²⁾が指摘しているように、戦国時代の15世紀後半以後に、現存の真壁城（要害）を築いて転居するまで、真壁氏惣領家の本拠地が桜川西岸の亀熊郷にあり、「堀の内」と認識されていたことである。享徳5年（1456）の『鎌倉府御教書』¹³⁾によれば、本家の家督を争って最終的には惣領の地位を奪ったと考えられる真壁朝幹が、争いの直後に得た領地は、本拠地の亀熊郷の半分と、他に桜井郷・田村郷・山宇郷^{やまのう}・山田郷^{おぼた}・下小幡郷・押樋郷^{やがひ}・上谷貝郷内金敷村半分、それと白井修理亮と飯塚近江守などの有力庶子であった。記されて

いない他の諸郷と有力庶子の半分は、朝幹と家督を争い最終的には敗れた真壁氏幹がこの時点では支配していたと考えられる。

さらに、朝幹と氏幹に中分されたと想定される真壁惣領家の本拠地の亀熊郷については、その中心が「堀の内」と「宿」の両者から成り立っていたことが判明する。争いの後に朝幹が支配したのは「堀内南方」と「宿南」であり、氏幹が残りの「堀内北方」と「宿北」を支配していたと想定される。斎藤氏の復原によれば、南北に長い亀熊の台地の先端に建設された亀熊郷の「堀の内」は、およそ東西200m、南北450mの長方形をなしており、その南半分（実面積は35%ほど）が上記の「堀内南方」にあると想定されている。

ここでは、戦国時代に本拠としての城（要害）を築いて転居するまで、国人領主・真壁氏の本拠地の居館（城）が堀の内と認識され、その本拠地の「堀の内」さえも家督争いによって、中分・支配されていた事実を再確認しておきたい。

下野国の国人領主・佐野氏においても状況はほぼ同様であったと考えられ、佐野（唐沢山）城を築いて転居するまでの旧館は、天正1年（1573）の『佐野家中・居城・郷見改帳』¹⁴⁾によれば、「堀之内城」と「清水御屋敷」の両所であった。佐野国綱の治世に取り立てられたと記される清水御屋敷の規模は東西73間・南北63間・堀幅5間であり、取り立て年代不詳で旧居としてはより古いと想定される堀之内城の規模は東西45間・南北41間・堀幅5間・土手3間（高さ1丈5尺）であり、堀之内城は堀と土手を含めればおよそ50間四方の方形館の形態をなしていたことが判明する。この場合も、本拠としての佐野城（要害）を築いて転居する以前の国人領主・佐野氏の本拠地の旧館（城）のひとつが、他ならぬ堀之内（城）と呼ばれていた点にも留意しておきたい。

次に、真壁氏の有力庶子家の支配する「堀の内」に関しては、桜川東岸に位置する長岡

郷の「堀の内」が著名である。この長岡郷の「堀の内」については、すでに元徳3年(1331)の史料¹⁵⁾に、「長岡郷内田畠在家・堀内及山野半分事」として、長岡幹政の後家(本照)に長岡郷の「堀の内」の半分が沙汰されている。父(長岡政光)の後家(妙心)と庶子長岡家の家督を争い、長岡郷の「堀の内」が両者によって中分・支配されていたことが判明する。時期は異なるものの、上記の真壁氏惣領家による亀熊郷の「堀の内」の中分・支配と同様であり、当時としては決して特異な事例ではないと判断される。

亀熊郷の場合は、南北に長い形態をなしていたがために、中分・支配されるに際して「堀内南方・堀内北方」と呼び分けられたと考えられるが、長岡郷の場合はどのように呼び分けられていたのであろうか。著名な小山氏の復原図(図3)によれば、現在の小字堀ノ内は東西およそ250m、東端の南北はおよそ200m、西端の南北はおよそ100mであり、東西に長く小高い方形をなしている。土地利用としてはすべて屋敷地と畠として利用されており、先に述べた茂木地域と同様に「畠の堀の内」の景観をなしている。東西に長いかような方形の「堀の内」が中分・支配される場合、やはり東西に二分されていたとの想定が可能であろう。そのような視点で図3を読み込んだ場合、小字堀ノ内を東西に二分する位置に南から境界線となりうる畦畔が北へと伸びていることに気が付く。これによって東西に二分された長岡郷の「堀の内」が、それぞれ本照と妙心によって沙汰されていたとの想定も或いは可能であろう。

さらに、応永5年(1398)の『長岡政長讓状案』¹⁶⁾によれば、長岡郷内の田畠山野とともに「こうたのほりうちまへのはたけ」が犬法師丸に譲られており、応永28年(1421)には同じ「こうたのほりの内まえのはたけ」などを(長岡)古宇田秀幹が松王丸に譲っている¹⁷⁾。この時点においては、有力庶子・長岡氏

の本家から、さらに庶子・古宇田氏が分立していたことが判明する。先に述べた、本照と妙心による長年にわたる家督争いと、長岡郷の「堀の内」の中分・支配の事実とを勘案した場合、現在の小字堀ノ内の東西いずれかが長岡氏本家の「堀の内」であり、残り半分が有名な『真壁長岡古宇田文書』¹⁸⁾を今日に伝えた庶子・古宇田(氏)の「堀の内」であるとの想定も或いは可能であろうか。

なお、『真壁長岡氏系図』(長岡ゆう氏蔵本)¹⁹⁾によれば、幹秀の欄に「延文二年(1357・筆者注)常陸北条ニ住ス」と記され、また、同じく政則の欄には「天正八年(1580・筆者注)二月、幼名又二郎、小宇田氏ニ養子」との重要な注記がなされている。前者のつくば市北条への移住の実年代は留保しておきたいが、後者の政則の養子に関しては十分に有り得ることと思われる。『真壁長岡古宇田文書』を再発見した田沼 睦氏・糸賀茂男氏らの調査²⁰⁾によれば、この文書群を今日まで伝えた古宇田氏は、つくば市北条の古宇田氏の本家より元禄11年(1698)に分家したとの由であり、菩提寺の全宗寺(真言宗豊山派)にある一族の墓所には、中世末から近世初頭に及ぶ数基分の五輪塔の地輪などが残されている。長岡氏の本家を継ぐ長男の長岡政度の生年が天文23年(1554)であることを考えれば、次男の政則の欄に付された天正8年(1580)2月の注記は、政則が分家である北条の古宇田家に養子に入った年次である可能性がある。

仮に、以上の想定が正鵠を得ているものであるならば、現存の『真壁長岡古宇田文書』を北条の地にもたらしたのは、長岡(古宇田)政則であった可能性が出てくることとなる。この文書群の中に一部原本が存在し、他の大半が戦国時代の写しであることも、これらの想定を或いは補足するものとなる。

さて、真壁地域には、上記の真壁惣領家の本拠地であった亀熊郷の「堀の内」と庶子長岡氏の長岡郷の「堀の内」の他にも、真壁氏

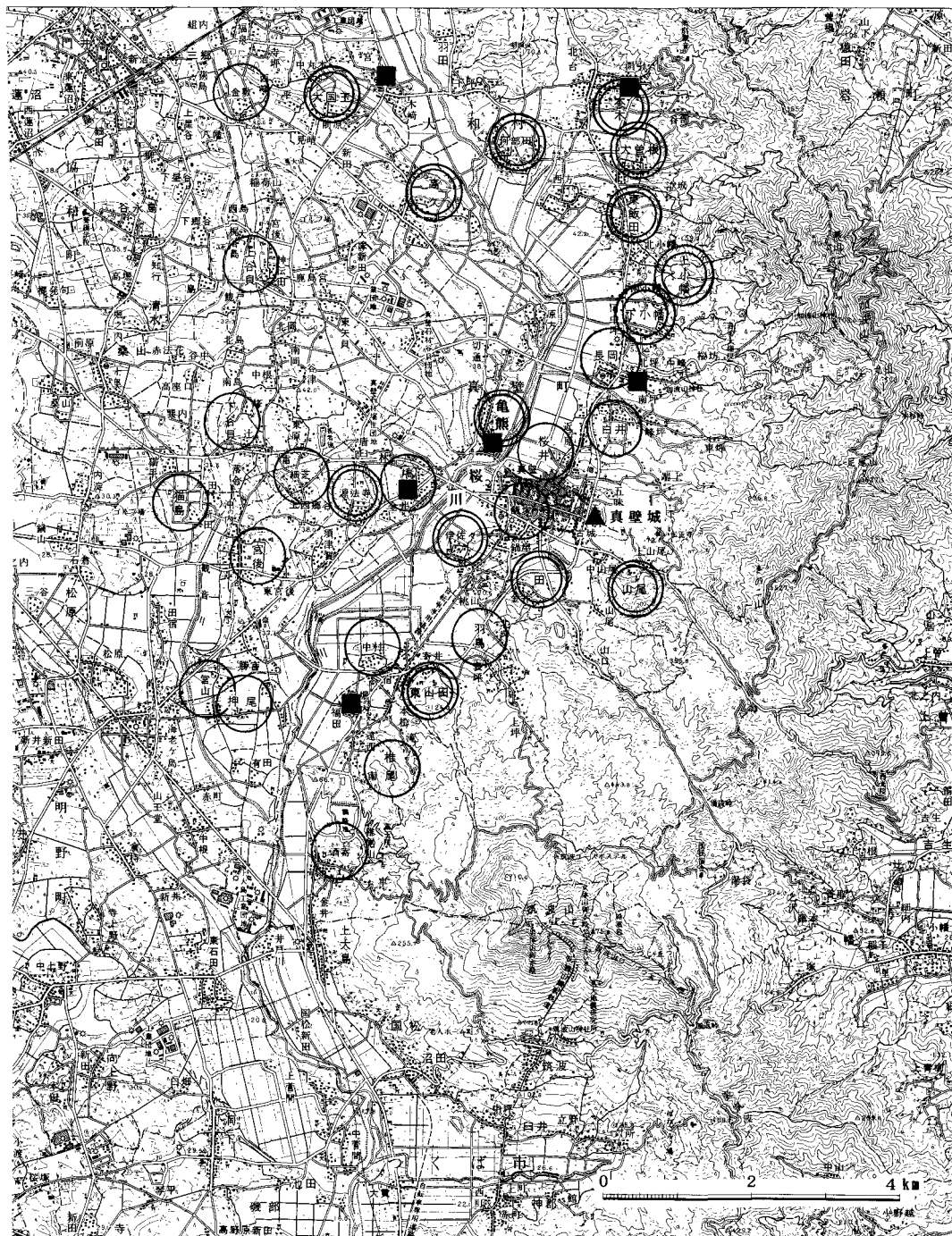


図2 常陸国真壁地域の「堀の内」群

■堀の内 ○真壁氏の鎌倉前期の所領 ○中世の郷村名

の有力庶子家によって「堀の内」が建設されていたと考えられる。今日、小字名などとして残されているものは、大国玉郷・本木郷・堀世郷・椎尾郷の「堀の内」である（図2）。

これら4郷の内、「堀の内」に関する伝承などが残されているものは本木郷と堀世郷である。まず、本木郷の「堀の内」には、現在、島田氏が居住しており、戦国時代末以来の居

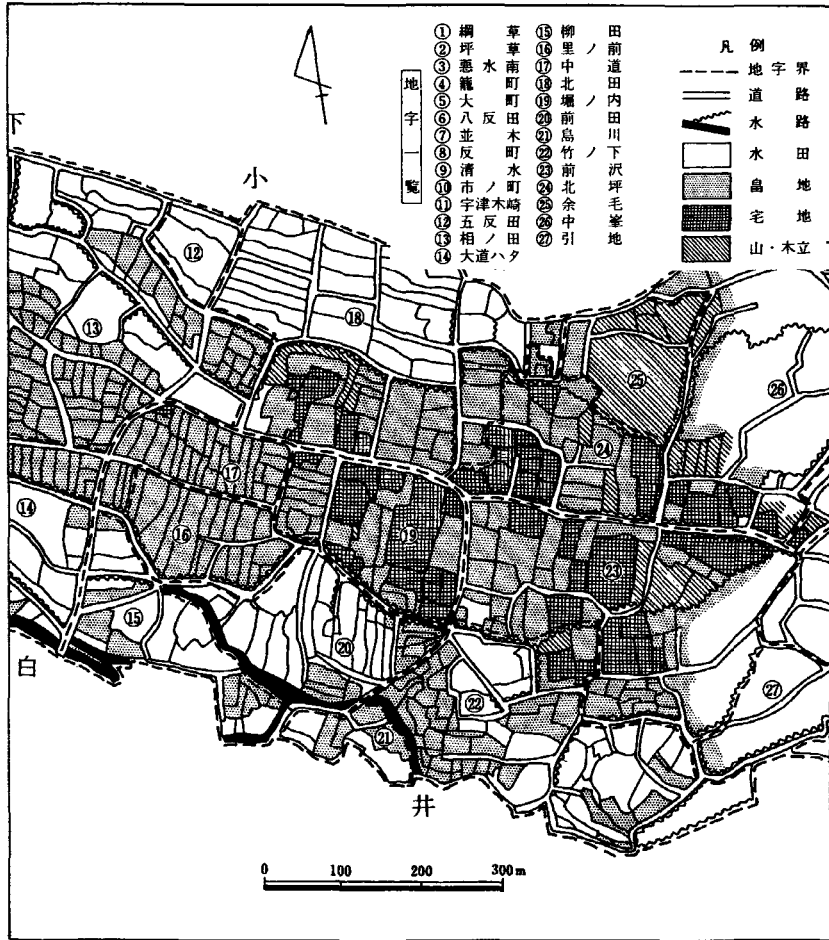


図3 常陸国真壁郡長岡郷の「堀の内」

(小山氏原図の東半域を引用・改編)

住と伝えられている。家伝によれば、本来は下野国の武士であったが、天正15年(1587)に日光地方の倉ヶ崎城の落城とともに真壁氏を頼って客臣となり、戦で手柄を立て、時の真壁氏惣領であった真壁久幹(法名・道無)に気に入られ、久幹の娘の一人と「堀の内」およびその周囲の田畠を貰い受けて、現在の本木郷に土着したと伝えられている²¹⁾。

また、塙世郷の「堀の内」には、現在、榎戸氏が居住しており、やはり戦国時代以来の居住と伝えられている。同家の位牌(後年のもの)には「二世、榎戸播磨守藤原正慶、対馬守之老父也、享年七十八、天文元壬辰年、常陸国塙世ニ移住ス、世臣三十余名卒(率・

編者注)ユ」と記されている由である²²⁾。先の島田氏と同様に、やはり戦国時代の天文1年(1532)における、他地域からの来住と真壁氏の被官化の伝承が伝えられている。

両氏ともに鎌倉時代以来の真壁氏の被官ではなく、真壁氏庶子の本木氏などが室町時代末から戦国時代の氏族内部の家督争いなどで没落した後、他の地域から来住して有力な客臣となり、「堀の内」と周辺の田畠を貰い受けて土着したとの家伝が重要である。

したがって、鎌倉時代から室町時代にかけて各郷に建設されて現存する、惣領家および有力庶子家などの「堀の内」の原景観と、その後の城郭化による変容と差異、主に戦国時

代以後に有力客臣として来住・土着した事例や、近世以後に来住・土着した事例などの変遷と差異を、丁寧に跡付ける個別の調査がさらに必要である。

IV. 下野国鹿沼地域の「堀の内」群について

1) 鹿沼地域の「堀の内」群

宇都宮の北西に位置する鹿沼地域は、戦国時代においては壬生氏が居館と城を構え、後北条氏への接近をはかりつつ、宇都宮氏の宿老の立場から自立を試みていた。壬生氏は鹿沼と壬生の二ヶ所に居館と城を構え、二極の権力構造を呈して地域を支配していた。永正9年(1512)閏8月のころ、鹿沼の居館には父の壬生綱重が住み、壬生の居館には子の綱房が住み、連歌師の宗長を迎えている。壬生氏の二極構造は天正7年(1579)まで続き、鹿沼・壬生の両地域はもとより、一時は日光地域や本家の宇都宮城も支配するが、天正18年(1590)の後北条氏の滅亡とともに壬生氏も滅んでいる²³⁾。

壬生氏の権力構造の一極をなした鹿沼地域には、黒川西岸の鹿沼城と膝下に形成された内宿・田宿を中心として、戦の拠点として多くの城が築造されるとともに、支配と開発の拠点として数多くの「堀の内」群が建設されていた。小字名と屋号、および近世初期の文禄や寛文の検地帳などの諸史料によってその存在を確認する鹿沼地域の「堀の内」群は、23ヶ所もの数に及んでおり、調査の進展にしたがって、その数もさらに増えるものと予想される(図4)。

鹿沼地域の「堀の内」群の大半も「畠の堀の内」であり、「水田の堀の内」である可能性があるものは見野・上酒野谷・下日向・塩山・藤江などわずかにすぎない。また、「堀の内」群の大半は平坦地に築かれた方形館ではなく、大半は山地・丘陵の緩斜面に築かれている。方形館の可能性のあるものは下日向と上酒野谷などごくわずかであり、それらも内部に田

畠を含み込んだかなり広い面積を有する「堀の内」である。

鹿沼地域の「堀の内」群は、黒川西岸の山地・丘陵部に多く建設されており、特に大芦川の流域に多く、およそ2kmほどの距離を保ちつつ、ほぼ等間隔に分布している。他方、黒川東岸の台地(河岸段丘面)上に確認される「堀の内」は8ヶ所に過ぎず、その間隔も3kmほどの距離をおいている。現在では「堀の内」の伝承などを欠いている他の多くの居館跡や城跡の存在を勘案した場合、上記の距離はさらに短くなると判断される。

「堀の内」群の多くは、鹿沼を中心として、日光や宇都宮や壬生へと続く旧街道および河川に沿って立地している。「堀の内」群は単なる軍事上の要地に立地しているのではなく、人々と物資の移動・流通を押さえるために、交通上(陸上交通・内陸水運)の要地を選んで建設された可能性が高い。また、鹿沼地域においても、中世の市関係の史料は希有であり、わずかに上記の田宿の存在を知るに過ぎないが、「堀の内」群の近くに市関連の地名が残されている事例(上石川の荒市と三田市、下日向の市坂と下市坂、玉田の上市坂)もあり、中世まで遡る可能性がある。

さらに、「堀の内」群の周辺に「宿」地名や短冊型の地割りを有する事例(加園の宿・宿下・宿後・根小屋、下南摩の古宿)や、職人関連の地名が存在する事例(板荷の鍛冶谷、引田の鍛冶屋、下南摩のかじや内・たくみ内・こんや内)もあり、これらも中世まで遡る可能性が高い。

以上のように、戦国時代の鹿沼地域は、壬生氏本拠の一極であった鹿沼の居館と城と城下の宿(内宿・田宿)を中心としつつ、2~3kmごとに在郷の小領主が群居していたと想定される。彼らは交通の要地を押さえ、軍事上の配慮もおこないつつ、支配と開発の拠点としての「堀の内」群を形成していたと判断される。

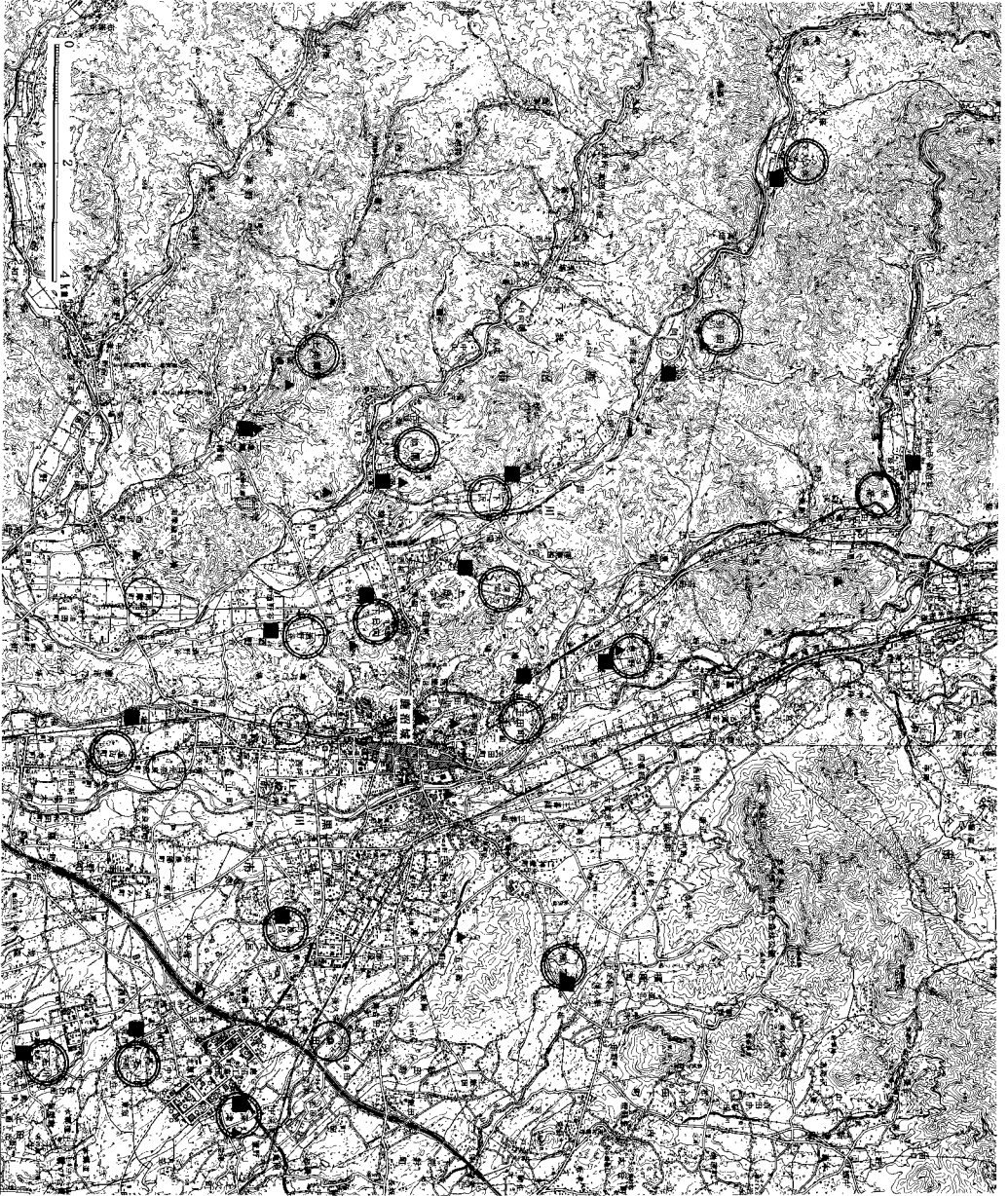


図4 下野国鹿沼地域の「郷の内」群

■○ 郷の内 ▲ 城跡
○ 現地未確定の郷の内

けれども、「堀の内」の旧景観はもとより、中世以来の在郷の小領主を確定でき、その関連史料などが残されているものは、次に検討を加える上南摩郷（村）の「堀の内」をはじめとして、上石川などごくわずかにすぎない。

2) ^{かみなんま}上南摩郷（村）の「堀の内」

上南摩の「堀の内」に関しては、空堀や土塁などの旧景観の一部をなお残しており、「堀の内」の領主であった南摩氏関連の史料なども残されている。以下、別途の復原と検討を加えることにしたい。

a. 戦国時代における南摩谷の旧景観

鹿沼市の最も南西に位置する南摩の谷は、図5のように、南摩川に沿う独立した細長い空間を占めている。北西から東南へと流れ下る南摩川に沿って、畠を主とする耕地が開かれている。谷幅は広いところでもおよそ500mほどである。現在では、谷の上流域の三分の二を上南摩町が占め、下流域の三分の一ほどを西沢町が占めている。

戦国時代、この谷の北岸ほぼ中央にふたつの山城と、その麓に居館としての堀の内を構えていたのが南摩氏である。系図²⁴⁾によれば、南摩氏は佐野氏より出で、第18代の郷綱より南摩氏を名乗ったとされている。

南摩氏が築いたふたつの山城は、およそ1kmほどの距離を有しつつ、その城跡も良く残されている。上流域の竜蓋山城（要害山城の意味）は「上の御城」とも呼ばれ、標高320mの山頂に築造されている。その山麓には菩提寺の「^{こうごん}広厳寺」が創建されている。寺伝によれば、広厳寺は応永18年（1411）に臨済宗の寺として創建され、大永1年（1521）に曹洞宗に改宗・中興されたと伝えられている。広厳寺の地は、南摩氏の居館である堀の内から見れば、北西の神門の位置に当たっている。また、1kmほど下流には、南摩氏の居館としての堀の内が建設されている。その背後の山は「城山」と呼ばれ、「下の御城」とも呼ばれ

た山城が残されている。この南摩城は標高240mほどの尾根の先端に築造されており、南摩郷綱によって応永年間（1394～1428）に築造されたと伝えられている。

両山城の築造時期の前後関係は明らかでないが、竜蓋山城が詰めの城としての役割を果たしたものと考えられる。堀の内背後の南摩城の山中には、近世に石灰を採掘したと伝えられる穴が掘られており、南面の中腹には3カ所の湧水（井戸）の跡も確認できる。

南摩城の南麓には、南摩氏の居館であった堀の内が大貫氏の屋敷地として良く残されている。現在の大貫家の屋敷地を取り囲む土塁は、およそ東西70m、南北70mほどの方形をなしていたが、その大半は戦前に縮小されて築き直されたものであり、西側の土塁はさらに40mほど西方に本来の土塁が残されている。残されている本来の土塁は、幅およそ5m、高さおよそ2mほどである。かつては土塁の周囲に空堀の面影も残されていたが、現在ではわずかに往時の空堀の面影の一端が残されているにすぎない。

南摩氏の堀の内の居館を左右から抱きかかえる形で城山から小さな尾根が左右に伸びており、その先端を切り開いて、「宝城寺」と「極楽寺」が配されていた。北東に位置する宝城寺は真言宗に属し、はじめ鹿沼に創建された寺を天正7年（1579）に現在の地に移転したと伝えられている。宝城寺は山城国の醍醐寺報恩院直末で、近世には10石の朱印地を得て、村内の極楽寺や満福寺をはじめとする11の末寺を有していた。北西に位置した真言宗の極楽寺は、創建の年代なども不明であり、近世末にはすでに無住となり、明治5年に廃されて本尊なども宝城寺に移されている。

また、南摩氏の堀の内の居館の周囲には神社も配されていた。堀の内のすぐ南西には「鹿島社」が、小さな谷を挟んで400mほど東には「八幡社」が所在した。鹿島社の旧跡は蒟蒻畠の隣に残されており、平坦地の中におよそ

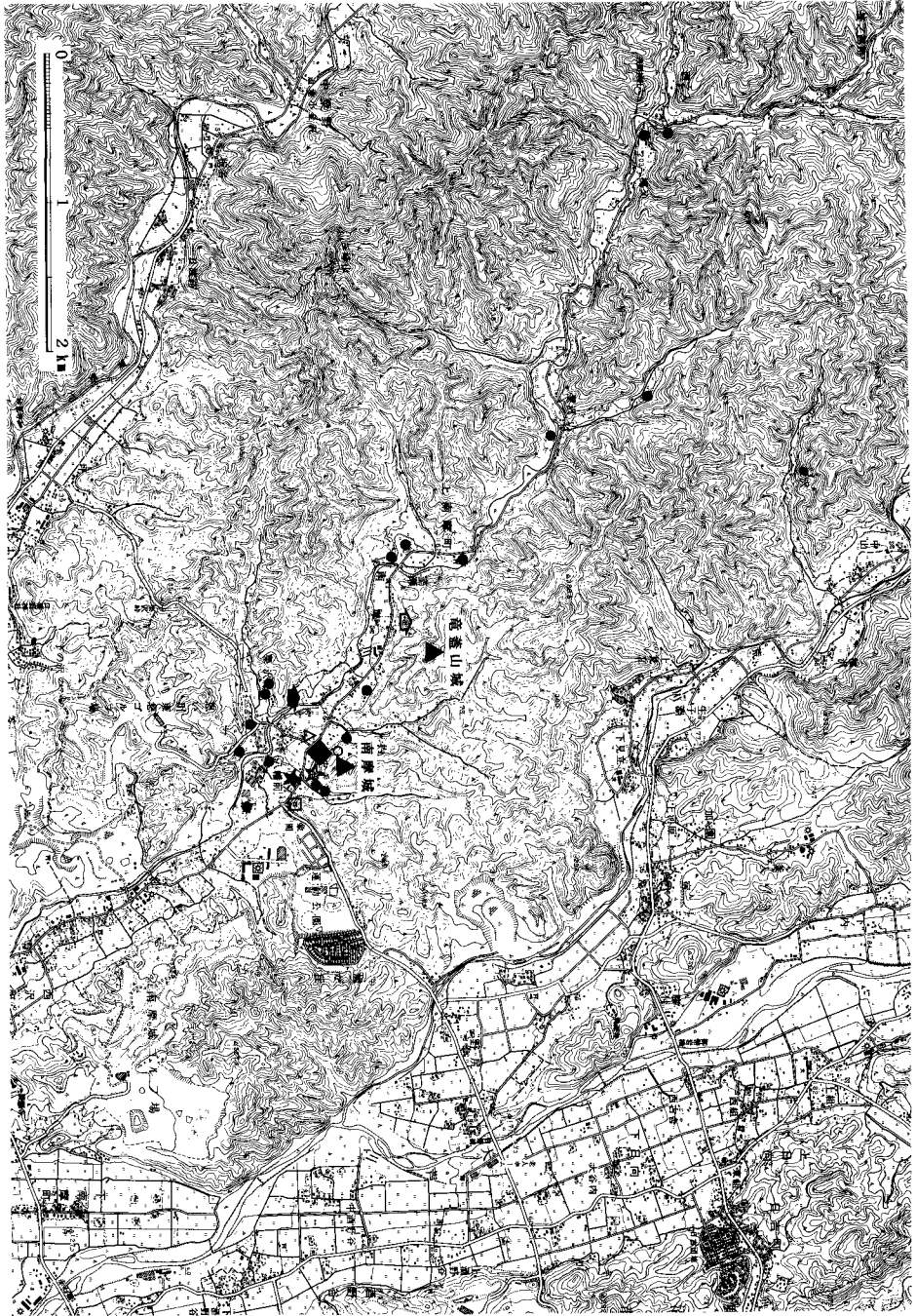


図5 上南摩郷(村)の「堀の内」とその周辺

- | | | | | | |
|---|------|---|------|---|------|
| ■ | 堀の内 | ▲ | 城跡 | ● | 旧臣住居 |
| ★ | 三貫目畑 | △ | 旧鹿島社 | ○ | 旧極楽寺 |
| ☆ | 宝城寺 | □ | 旧八幡社 | ◻ | 広厳寺 |
| ⬛ | 旧薬師堂 | | | | |

5 m四方ほどの高まりと、灯籠などの石造物が残されている。鹿島社は応永24年(1417)の勧請と伝えられ、近世には5石の朱印地を給され、南隣に居住する大森家が代々神主を勤めてきた。鹿島社は大正5年に八幡社に合祀されている。鹿島社は堀の内の居館の裏鬼門に位置し、その勧請年代などからしても、本来は南摩氏の氏神であった可能性がある。他方、八幡社は尾根の先端を切り開いて祀られており、近世には3石の朱印地を給されて、かつては真言宗の別当寺院・金蔵院も所在した。大正5年に鹿島社が合祀されて後、祭神の主客が入れ替わり、鹿島社に改称されて現在に至っている。

さらに、南摩川の対岸には「薬師堂」と「行屋」が存在した。川岸に位置した薬師堂は、その開基や由来は不詳ながらも、中世後期まで遡る可能性が高い。現在、宝城寺の境内に高さおよそ2 mほどの五輪塔が1基残されているが、かつては対岸の薬師堂の前に立っていたものを移したと伝えられている。その大きさと年代からしても、南摩氏との関連を想定しておく必要がある。

b. 近世初頭における南摩氏の他出と「堀の内」の保存

第28代の南摩備前守綱善は、天正18年(1590)に後北条氏に味方して小田原に出陣し、帰郷して後、慶長3年(1598)10月に死去し、菩提寺の広厳寺に埋葬されたと伝えられている。南摩氏の系図によれば、子の南摩泰綱は、故あって福島の新井平藩の鳥居氏に仕官し、大目付役を勤め、その墓も平の長源寺に在りと記されている。その子の南摩俊綱は山形の保科氏に仕え、寛永20年(1642)に保科氏にともなって会津に入部した折りには、藩内で38位の550石の高禄を給され²⁵⁾、その子孫は会津の地にて幕末を迎えている。

南摩綱善が慶長3年(1598)に死去して後、上南摩村の「堀の内」は主人が他出して不在の状況が長く続くこととなった。戦国時代に

おいては、戦のために主人が他出して居館を不在にし、譜代の家臣団や家人らが城と居館を守り、耕地を耕しつつ、その留守を守るとは十分に想定される状態である。けれども、上南摩村においては、近世に入って以後も、居館の堀の内に住むべき主人が他出し、幕末まで不在にしてもなお、家臣団が耕地を耕しつつ、その留守を守り、御一門の結束を保ってきた。

上南摩村の「堀の内」の主人である南摩綱善が死去する以前、文禄3年(1594)に下南摩村では太閤検地がおこなわれており、その検地帳も残されている。上南摩村においても、同年に太閤検地がおこなわれた可能性が高い。その場合においては、耕地の多くが(南摩)綱善の名請地もしくは分付地になったものと想定される。

これに続いて、上南摩村は慶長1年(1648)に武蔵の岩槻藩領となり、『慶安郷帳』では田117石、畑548石の村高が記されている。寛文3年(1663)には阿部対馬守による再度の検地がおこなわれ、その検地帳(3冊)の写しも残されている。この検地がおこなわれたのは、南摩氏が上南摩村より他出して後、すでに60年ほどの年月を経ている時期にあたる。『寛文検地帳』²⁶⁾で特に留意すべきは、他出して上南摩村に居住していない旧領主である南摩氏の屋敷地と耕地の一部が、なお、「堀之内(分)」として名請されている事実である。

拾八間	屋敷	四畝廿四歩	堀之内
拾四間	下畠	三畝廿歩	同所
九間六間	下畠	一畝廿四歩	同所

(以下略)

『寛文検地帳』には、「堀之内(分)」として、村に不在の南摩氏の屋敷地(3筆・1反4畝6歩)と畠(24筆・7反8歩)が名請されている。本拠であった堀の内の居館とその周辺の畠と、菩提寺の広厳寺の周辺にも別の屋敷地と畠が所在していたと想定される。いずれにしても、屋敷地と畠が堀之内(分)の

名請地として検地役人に認められ、検地帳に正式に記載された事実はすこぶる重いものであると判断される。実際の所有者・耕作者である旧臣や家人の名前を付さず、「堀之内(分)」と記されたことは、上南摩村全体(惣村)の合意のもと、旧臣らが自らの名前を付すことを欲せず、結束して検地役人に申し入れた事を窺わせるのに十分である。

けれども、主人である南摩氏の他出以来すでに60年余を経ており、堀之内(分)の耕地は旧臣らが耕作するとしても、堀の内の居館は手入れをおこないつつも、無住の状態が長く続いており、痛みが激しくなりつつあったと想像される。このような折り、大貫氏の家伝²⁷⁾によれば、寛文検地より2年後の寛文5年(1665)に、家臣団を代表して、大貫氏が南摩川対岸の「芦ノ沢」の旧居から堀の内の居館に入り、現在に至っている。その入居に際しては、屋敷(地)を保全する目的で、会津の城下町に居住していた南摩氏への相談と許可を経ていたことは想像に難くない。

これに次いで、寛文8年(1668)には、かつて南摩氏が山城を築城・領有し、当時は上南摩村の惣有となっていた所縁の山々が、有力な旧臣たちに売り渡されている²⁸⁾。

永代買申山之事

一 金子合拾貳両也

内二両分	瀧之沢西方 沢切り	広厳寺	印
内壹両貳分	瀧之沢東方 半分	久兵衛	印
内壹両貳分	同 断	弥左衛門	印
内五両分	杓子沢山	権左衛門	印
内貳両分	堀之内山	甚左衛門	印

右之通り、郷中より永代買申所実正也、於後年郷中より違乱被成間敷候、但し、堀之内瀧之沢山を、自然重南摩弥惣右衛門様御用之時分、右金子郷中より請取無違乱返し可申候、為後日手形依如件、

寛文八年

申ノ十二月廿三日

御年寄中
惣百姓中

瀧之沢の3筆は竜蓋山城が築かれた南摩氏所縁の山であり、その麓に位置する菩提寺の広厳寺と旧臣2名が買い受けている。杓子沢は堀の内の西に位置する谷であるが、目下のところ特定の山に比定することは困難である。最後に記された「堀之内山」は本拠の堀の内背後の南摩城であり、2両で買い受けたのは大貫氏の先祖の甚左衛門であった。

この史料においても、「永代買申」と書き出しながら、後に「南摩弥惣右衛門様御用之時分」には郷中より代金を請け返し、南摩氏所縁の山々(山城跡)を確かに「無違乱返し可申候」旨が、上南摩村の年寄中と惣百姓中との約定の上で明記されている。これによって、南摩氏所縁の城山2ヶ所が旧臣たちと菩提寺に保有されることとなり、南摩氏の帰村を待ち望みつつ、定期的に掃除されて保全されることとなった。

元禄7年(1694)に上南摩村は8給となるが、郷中相談の上にて、南摩氏の「御名田」(実際は畠)は水帳と名寄帳に再度「堀ノ内分」と付け置かれた。「瀧沢御城山畑」3反7畝18歩、「堀之内御城山畑」4反6畝26歩、「船か沢山下畑」5畝、「三貫目上畑」4反1畝9歩の4ヶ所が、譜代の旧臣たちに預け置かれた²⁹⁾。さらに、正徳3年(1713)には、堀の内の屋敷地と背後の城山が、堀の内の居館に入居していた大貫氏の先祖である大貫兵蔵に預け置かれ、御名田は石川善右衛門にそれぞれ預け置かれている。この両家への預け置きに際しては、旧来のように、会津の南摩氏に「預かり証文」を差し出している³⁰⁾。

そして、ようやく享保9年(1724)に至り、大貫兵蔵の孫の大貫文次郎に「堀之内畑屋敷山」が10両にて一括売り渡されている²⁸⁾。

売渡申証文之事

金子拾両者 小粒也

一 右之金子堀之内田畑屋敷山共売渡し申
処実正也、会津且那南摩様御ふみはづし当村
御越被成候御用御座候、何時成共右之
本金相済請返可申候、其他御一門中并郷中
へは請返し申間敷候、右之相定之通、於後年
□違乱仕間敷候、為後日郷中手形取替申
候、依而如件、

享保九年辰ノ月

大貫才次郎

大貫文次郎殿 (他22名略)

この史料においては、南摩氏譜代の旧臣23名が連名して、大貫氏に「堀の内」の城山・屋敷・畠などを一括して売り渡している。それに際しても、御用の節には何時なりとも返金の上、南摩氏に請け返すことが約定・明記されている。享保年間に下ってもなお、譜代の旧臣24名が「御一門」を取り結び、南摩氏を本来の主人と認識していたことが判明する。大貫甚左衛門が保全のために堀の内の居館に入って後およそ60年、南摩氏が村より他出してよりおよそ120年余を経て、ようやく大貫氏に「堀の内」の城山と屋敷と畠などが売り渡されたのであるが、それに際してもなお、受け返しの付帯条件が付されていたのである。

c. 近世中・後期における南摩氏の「御名田」の耕作形態

『寛文検地帳』において南摩氏の「堀之内(分)」として名請けされた耕地は畠のみの24筆(7反8歩)であり、水田は名請けされていない。元禄7年には4ヶ所の畠が御名田として旧臣たちに再度預け置かれている。

正徳3年の史料によれば、堀之内分の山・畠・屋敷が段々荒地となってきたため、会津の且那様(南摩氏)への相談を経て、用事次第に請け返すことを約定・明記の上、譜代の旧臣たちに少々の金子にて徐々に売り渡された。売り渡すとは云いながら、両者の合意のもとで、実質的には有力な旧臣たちに預け置かれたものである。これら南摩氏所縁の城山・屋敷・畠などの売り渡しの代金は、特別に「郷

金」と称して村中に貸し出された。預け置かれた畠は旧臣たちによって幕末から明治初年に至るまで「出作」、すなわち小作された。この出作の所務と郷金の取り扱いは、すべて20名余の譜代の旧臣立合のもとで処理されてきた。

その後、近世中期の関連史料は残されていないが、後期には出作に関する史料が数点残されている。幕末の安政4年(1857)の『御畑入付調控帳』³¹⁾によれば、幕末まで堀之内分の畠として残され、旧臣たちによる出作が続けられていたものは、「三貫目畑」4反1畝10歩のみであった。安政4年から6年までの3年間は旧臣5名(久保田氏・青木氏・広田氏・石川氏・大貫氏)にて、万延1年(1860)から慶応1年までの6年間は6名にて出作されている。出作された三貫目畑はすべて上畑であった。安政4年には、4反余の上畑の「出作金」の合計は4両2分であり、1両1分の年貢を差し引いた3両1分が、郷中・旧臣立合のもとで決算され、会津の南摩舎人助のもとへ「送り金」として届けられている。万延1年も、出作金より3分2貫246文の年貢と「預かり」の1両2分を差し引いて、会津には3両が送り金として届けられている。それに際しては、宇都宮までの飛脚賃(400文)と送金賃銭(200文)など800文が必要経費として処理されている。

近世を通じて旧臣たちに預け置かれた三貫目畑は、堀の内の居館のすぐ東に位置する上畑である。明治初年に至るまで一貫して旧臣たちによる出作によって耕作され、送り金として、およそ3両ほどが南摩氏に毎年届けられていたのである。会津に居住して旧臣たちからの得難い所縁の送り金を届けられていた南摩舎人助の受け取り証文も、大貫家に複数残されている。

d. 近世における南摩氏と譜代の旧臣たちとの人的つながり

幕末から明治初年に至るまで三貫目畑が旧

臣たちによって出作され、会津の南摩氏に毎年3両ほどの送りが届けられていたように、近世を通じて両者の人的つながりが途切れることはなかった。かように強い中世以来の人的つながりは、南摩氏が他出して後も如何にして維持され続けたのであろうか。

この重要な点に関する史料も数点残されている。まず、正徳3年(1713)の史料³²⁾によれば、寛永年間より会津の城下に居住していた南摩氏は、江戸勤番の年があり、勤番を終えて江戸から会津に戻る途中に、かつての領地であった上南摩村に立ち寄ることを「旧例」として続けていたことが判明する。会津に他出して後も、数年から10数年に一度は上南摩村に立ち寄り、『譜代之帳面』にその名を記された文字通りの譜代の旧臣20名余と対面して主従の契りを再確認し、所縁の菩提寺(広厳寺)や城山などにも立ち寄っていたのである。

旧例の入部に関しては、文化1年(1804)の『南摩数馬様御入部日記』³³⁾と同年の『入部諸掛覚帳』³⁴⁾が残されており、南摩氏入部の実態と費用の内訳も明らかとなる。

前者の史料によれば、南摩数馬は同年の10月6日に江戸の御屋敷を出立し、粕壁宿にて一泊し、7日は小山にて一泊している。8日には、大貫右源太と駒場庄之助の2名が壬生まで出迎えに赴き、中食を差し上げている。同日、旧臣の中心をなす大貫仁右衛門・大貫彦右衛門・久保田岩次良・大貫左内の4名は、袴を着て堀の内の居館の東に位置する宝城寺の前で出迎えている。その他の旧臣や村人達は、わざわざ8kmほど手前の磯村まで出向いた上で南摩氏を出迎えている。西沢村に居住していた3名の旧臣も磯村で出迎えている。

10月9日には、大貫仁右衛門が旧臣を代表して鹿島大明神と八幡宮に代参をなし初尾として鳥目10疋を納め、続けて薬師(堂)と広厳寺へも代参をなしてそれぞれ鳥目10疋と御香料100疋を納めている。大貫氏が代参をなした鹿島社・八幡社・薬師(堂)と広厳寺の4

ヶ所が、南摩氏にとって特に由緒ある所縁の寺社であったと判断される。

さらに、同日に、南摩数馬は所縁の城山に自ら登っており、先祖が築いた城跡と旧領地を実見して後、譜代の旧臣たちと酒宴を催して主従の契りを再確認している。

南摩数馬の入部準備のために、旧臣たちは鹿沼や宇都宮まで酒や買物に出掛けている。10月8日・9日の両日の出費は、合計5両1分2朱829文であった。これに対して、南摩数馬から2分の御下金があり、実質経費は4両3分2朱829文であった。南摩氏の旧領地よりの預かり金である郷金から1両出金することが合意され、最終の不足分は3両3分2朱829文とされた。この不足分を、西沢村の旧臣3名を除く上南摩村の旧臣24名で均等に割ることとし、最終的には旧臣ひとりあたり2朱280文の負担とされた。

また、弘化3年(1846)には、南摩備前守の300回忌を迎え、特別な諸準備をなして南摩氏の入部を迎えている³⁵⁾。入部に先立つ9月末に4人の人足にて城山の刈り払いをおこない、村道の道普請も郷中一同合意のもと坪々でなしている。南摩舎人助は9月27日に江戸を出立し、杉戸に一泊している。28日には壬生町にて一泊し、会津の国元より竹田山三郎らが出迎え、上南摩村からも旧例の入部に倍する7名もの旧臣が壬生で出迎えている。29日には、大貫仁右衛門と大貫甚左衛門の両名が、麻の袴を着て八幡宮の前にて出迎え、共に八幡宮に参詣している。南摩氏とお供の5人は堀の内の旧宅に泊り、他の17名のお供は神主の大森氏の屋敷に宿泊している。30日の午前中には、旧臣たちと広厳寺の僧、さらには大森氏がお見舞いの挨拶に訪れ、午後は旧臣たちを従えてやはり所縁の城山に登っている。

10月1日には、夜から翌朝にかけて300回忌の法要が菩提寺の広厳寺において執りおこなわれた。2日には鹿島社に参詣し、南摩舎人助と次男と竹田山三郎らは広厳寺の先祖の墓

所を参拝している。3日には、大貫甚左衛門の案内にて旧領地の杓子沢と舟ヶ沢を検分し、城山も再度検分している。その後、旧臣残らず鹿沼宿までお供して見送りをなし、翌4日に甚左衛門宅に旧臣全員が集まって勘定をおこなっている。

e. 明治初頭における南摩氏の帰村

戊辰戦争の敗戦を会津の地にて迎えた南摩綱輝は、寛永年間以後仕官・居住してきた会津に残ることをせず、父祖の地であり、堀内の旧宅や城山や耕地が残り、譜代の旧臣たちが居住する上南摩村に戻ることを決断・実行する。綱輝にとっては家の存亡をかけたまさに御用の時であった。上南摩村に戻ることは帰農を意味するが、およそ260年ぶりに父祖の地に帰住することとなった。それに際して、綱輝は寛文年間以来、本拠の堀内の居館に居住し、屋敷はもとより、背後の城山や周囲の島を保全してきた大貫氏と旧臣たちに対して、堀内の屋敷（4畝24歩）と城山1ヶ所と島（8筆・4反2畝2歩）を戻してくれるように申し出ている。その折りの史料³⁶⁾には「右之地所先年旧臣共預置候付、今般差戻候様同人共相頼候処」と記されている。260年余を経てなお、南摩家の当主にとって、父祖の地である上南摩村において住むべきは堀内の旧宅であった。「右屋敷堀之内畑山之儀、旧城地候得者、自分之地所付取戻度段申付」とも記されている。大貫氏に宛てた明治5年4月付けの書状には、広田源重郎ら3名の「旧臣総代」をはじめとして、神主の大森孝道や菩提寺の広厳寺も扱人として署名・捺印している。明治初頭に至ってもなお、南摩氏と譜代の旧臣たちとの強い人的つながりは続けられていたのである。

先に示した図5において、明治初年における譜代の旧臣たちの屋敷地を●印にて示している。すでに他出あるいは絶家して居住していない旧臣も存在するが、24名ほどの内、18名の屋敷地の比定が可能である³⁷⁾。これら旧臣

たちの居住の状態は、近世前期から中世末まで遡らせても良いと思われる。堀内の居館の周辺にやや多く居住しているものの、上流の室瀬や粟沢や梶又などにも点在しており、南摩氏の支配領域全体にわたって居住していた状況が読み取れる。本拠の「堀の内」を中心とする家臣団の居住（配置）状態が明らかとなる点も、すこぶる貴重な事例であると判断される。

諸般の事情により、堀内の旧宅を南摩氏に戻すことは叶わなかったが、「旧臣一同ニ而家作道具等出来」と記されたように、新しい屋敷地を堀内の旧宅のすぐ東に用意し、近世を通じて旧臣たちが維持してきた三貫目畑をはじめとする3石相当の島と山林を戻して、南摩綱輝の帰村を実現させている³⁸⁾。

V. おわりに

本研究は、歴史地理学の立場から、中世後期東国における都市と農村の連関の実像の一端を明らかにするために、国人領主の本拠としての居館・城（要害）と、特に在郷小領主たちの支配と開発の拠点として建設・給付された「堀の内」群の存在に着目し、若干の復原と検討を加えたものである。未だ初歩的な復原・検討の域を出るものではないが、ささやかな成果は以下のようにまとめることが可能であろう。

第一に、本稿で検討を加えた茂木氏・真壁氏・壬生氏の各支配領域においては、戦国時代に、いずれも国人領主の本拠としての居館と城（要害）と膝下に形成された宿を中心として、各郷もしくは二・三の郷にひとつの割合で有力な庶子家や客臣が配置され、支配と開発の拠点として「堀の内」が数多く建設され、給分地として給付されていた。それらは単独に存在するものではなく、国人領主が領域内を支配するためのネットワークとしての「堀の内」群と理解することも可能である。

第二に、鎌倉時代から室町時代においては、

国人領主の本拠自体の中心性が十分に特化しておらず、未だ他の在郷小領主と同じく、本拠も「堀の内」の景観をなしており、戦国時代に新たな城（要害）を建設し転居した後、領域内における国人領主の本拠の中心性が著しく高まったと考えられる。

第三に、「堀の内」は免租地・給分地としての意味を第一義としており、周囲に水堀や土塁を巡らせた方形館を直接に意味するものではない。したがって、屋敷地はもとより、その内外に田畠を含み込んだ広義の「堀の内」の復原・検討がさらに必要である。それに際しては、従来検討の中心に据えられてきた水堀と用水の支配をとまなう平坦地に建設された「水田の堀の内」とともに、山地・丘陵の緩斜面に建設された「畠の堀の内」の存在にさらに留意する必要がある。

第四に、従来の堀の内の復原と検討は、水堀の有無とそれに基づく用水支配に研究が収斂しがちであった。歴史地理学の立場からすれば、国人領主の居館・城（要害）・宿を中心として、各郷に建設・給付された小領主たちの「堀の内」群まで含めた、支配領域を広域的に復原・検討する視野がぜひとも必要であろう。

第五に、各「堀の内」の復原・検討に際しては、旧景観の復原と用水支配の検討に止まらず、「堀の内」の周辺に居住していた家臣たちの屋敷や寺社、さらには、堀の内の居館に居住していた小領主と譜代の家臣たちとの人的なつながりや、耕地の耕作形態など、さらに多様な復原と検討を進めねばならない。

（日本女子大学文学部）

〔注〕

1) 小山靖憲 (1966) : 東国における領主制と村落—上野国新田荘を中心に—, 史淵, 49 (『中世村落と荘園絵図』東京大学出版会, 1987に再録, 81~111頁)。

同 (1968) : 鎌倉時代の東国農村と在地領主制—常陸国真壁郡を中心に—, 日本史研究,

99 (『中世村落と荘園絵図』東京大学出版会, 1987に再録, 112~154頁)。

2) 榎原・服部・藤原・山田 (1979) : 消えゆく中世の常陸—真壁郡 (庄) 長岡郷の故地を歩く—, 茨城県史研究, 14。

3) 橋口定志 (1988) : 中世方形館を巡る諸問題, 歴史評論, 454。

同 (1990) : 中世東国の居館とその周辺, 日本史研究, 330, 70~97頁。

同 (1996) : 中世武家の居館 (石井進監修『真壁氏と真壁城』河出書房新社) 131~144頁。

なお、中井 均 (1991) 中世の居館・寺そして村落—西国を中心として— (石井・萩原編『中世の城と考古学』新人物往来社, 404~440頁) は、畿内では堀や土塁に囲まれた「方形館」がすでに12世紀末には出現すること、堀や土塁によって囲まれたいわゆる「方形館」がすべて居館ではなく、寺社などの宗教的な空間である事例も多く存在することを述べた有益な論考である。

4) 松本豊寿 (1967) : 『城下町の歴史地理学的研究』吉川弘文館。

5) 小林健太郎 (1965) : 大名領国成立期における中心集落の形成, 史林, 48-1 (『戦国城下町の研究』大明堂に再録, 257~301頁)。本書には戦国期の福井平野の地域構造に検討を加えた「中世城館の歴史地理学的考察—戦国大名領国の地域構造研究への試み—」も取められており、戦国城下町および当該期の地域構造研究の歴史地理学の示達点を示すものである。また、矢守一彦 (1970) 『都市プランの研究』大明堂も必読の論考である。

なお、拙論「下野国における戦国期から近世期の堀の内に関する基礎的研究—鹿沼市を中心として—」かめま歴史と文化 (鹿沼市史研究紀要第2号, 1997, 44~69頁) は、歴史地理学の立場から、小山氏の堀の内体制論と小林氏の地域構造研究の融合を試みた中間報告である。

6) 『大日本史料』第八編之十四、『栃木県史』資料編・中世二に所収。

7) 永原慶二 (1969) : 茂木氏給人帳考, (竹内博士還暦記念会編『荘園と武家社会』吉川弘文館) 553~580頁 (東国における国人領主の存在形態—『茂木氏給人帳』考—と改題して『日本中世社会構造の研究』に再録)。

- 8) 新川武紀(1980)：下野国茂木庄と茂木氏の領主制について(『史学研究五十周年記念論叢日本編』) 181～208頁(『下野中世史の新研究』ぎょうせい, 1994, に再録)。
- 9) 峰岸純夫(1975) 館跡のプランについて(橋本澄朗編『石那田館跡発掘調査報告』栃木県埋蔵文化財調査報告, 第17集)。
- 10) 石井 進監修(1996)：『真壁氏と真壁城』河出書房新社, 331頁。
また、中世の城館研究に関しては、近年多くの論文・著書が提出されている。
市村高男(1994)：『戦国期東国の都市と権力』思文閣出版, 562頁。
服部英雄(1995)：中世城館の研究視角(『景観にさぐる中世』新人物往来社) 537～596頁。
石井・萩原編(1991)：『中世の城と考古学』新人物往来社, 601頁。
中世都市研究会編(1994～1997) 中世都市研究1～4, 新人物往来社。巻末には、全国の中世都市と城館の最新発掘情報が掲載されており、有益である。
小島道裕(1997)『城と城下 近江戦国誌』新人物往来社, 246頁。その他。
- 11) 斎藤慎一(1991)：本拠の展開—十四・十五世紀の居館と「城郭」・「要害」—(石井・萩原編『中世の城と考古学』新人物往来社) 243～264頁。
同(1994)：本拠の景観—十四・十五世紀の常陸国真壁氏と亀熊郷—(網野・石井編『中世の風景を読む—2 都市鎌倉と坂東の海に暮らす』新人物往来社) 316～352頁。
同(1997)：戦国城下町成立の前提, 歴史評論, 572, 40～51頁。
- 12) 市村高男(1996)：戦国城下町論(石井進監修『真壁氏と真壁城』河出書房新社) 145～165頁。
- 13) 『真壁町史料』中世編 I, 26号文書。
14) 『田沼町史』資料編 3 巻, 461頁。
15) 『真壁町史料』中世 II, 7号・8号文書。
16) 同 中世 II, 31号文書。
17) 同 中世 II, 34号文書。
18) 同 中世 II に所収。
19) 同 中世 II, 209～216頁。
20) 同 中世 II, 12～14頁。
- 21) 大和村本木の堀の内に在住の島田賀一氏のご教示による。
- 22) 『真壁町史料』中世 II, 134～135頁。
- 23) 荒川善夫(1997)：壬生氏の発展と存在形態(『戦国期北関東の地域権力』岩田書院) 265～286頁。なお、同書所収の「小山氏と家臣・旧臣」361～403頁は、天文18年(1590)に後北条氏の滅亡とともに流浪した小山氏とその家臣たちについて、江戸時代を通じての擬制的な主従関係を論じている。本稿で論じた南摩氏の事例との対比の意味からも、興味深い研究事例である。
また、同じく、後北条氏とともに滅亡した壬生氏と旧臣たちとの近世を通じての擬制的な主従関係を『壬生町史』通史編 I が明らかにしており、本稿で論じた鹿沼地域に居住した旧臣たちの名も見えている。
- 24) 『鹿沼市史』前編, 140～144頁。
25) 『福島県史』10巻下(資料編 5下) 57頁。
26) 大貫哲良家所蔵, 1号文書。
27) 同, イー234号文書。
28) 同, イー140号文書。
29) 同, 106号文書。
30) 同, 22号文書。
31) 同, イー381号文書。
32) 同, 111号文書。
33) 同, イー2号文書。
34) 同, イー3号文書。
35) 同, イー5号文書。
36) 同, イー140号文書。
- 37) 大貫哲良氏のご教示による。
- 38) 帰村後の南摩氏は、明治20年代に同村の村長や村会議員などを務めるも、慣れない農作業のために戻された畠や山林、さらには屋敷地も少しずつ売り払い、明治30年前後に東京方面に他出されて現在に至っている。

〔付記〕

調査に際しては、鹿沼市史編さん室の大貫雅紀室長と福田純一主任主事、および編さん室の皆様、茂木町史編さん室の吉村光右室長と高橋雅夫係長(当時)には多くのご配慮とご教示をいただきました。また、各堀の内にお住まいのご当主の皆様、鹿沼市上南摩町の堀の内に在住の大貫哲良氏には格別のご教示をいただきました。以上、記して厚くお礼申し上げます。

小稿を、小林健太郎先生のご霊前に謹んで献呈させていただきます。